

かながわ市民オンブズマン

広報誌 第2号



第2号・目次

- 明日の行政監視に向けて（その1）・・・・・・・・・・・・（1）
- 横浜市の閲覧手数料の無料化を求める要望書を提出・・・・・・・・（4）
- 横浜の情報公開「閲覧手数料を無料に」・・・・・・・・・・・・（6）
- 議会実施の議員海外旅行についての情報公開等のお願い・・・・（7）
- 憲法執行50周年記念「横浜弁護士会第24回県民集会」・・・・（10）
- お知らせコーナー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（11）

「かながわ市民オンブズマン」インターネット・ホームページ

URL ; <http://www.hamakko.or.jp/~dcj03216>

H. 9. 5. 17. 発行

● < 明日の行政監視に向けて > (その1)

以下は、神奈川市民オンブズマン代表幹事の本間弘彦氏ほか二名による、茅ヶ崎市における住民監査請求に関する最高裁判決の要旨です。ご参考ください。

< 経緯 >

茅ヶ崎市土地開発公社は、昭和61年3月26日、国鉄から4億9,581万4千円で国鉄茅ヶ崎駅北口前等の土地を買い受ける旨の売買契約を締結し、同月28日、所有権の移転登記がされた。この契約には、買い主（茅ヶ崎市）はこの土地を所定の期間内は交番・多目的ホールのための敷地として利用するものとし、これ以外の用途に利用したときには、売り主（国鉄）は売買契約を解除することができ、契約が解除されたときは、買い主は売買代金の十分の一に相当する違約金を売り主に支払うものとする特約条項があった。

ところが、同公社は、所定の期間内である昭和62年8月22日にこの土地を第三者に売却したため、国鉄を継承した国鉄清算事業団が、同契約を解除する旨の意思表示をするとともに、違約金4,958万1400円の支払いを求めた。これに対して、茅ヶ崎市は、契約売買契約に違反するところはなく、契約解除および違約金の支払請求には応じられない旨の回答をした。そこで、国鉄清算事業団は、同年12月8日、茅ヶ崎市に対し、違約金4,958万1400円の支払等を求める訴えを提起した。茅ヶ崎市はこれに应诉し、この売買契約における特約の有効性自体を争い、請求の破棄を求める旨の答弁書を提出した。

この裁判は、平成元年8月15日、最終的に茅ヶ崎市が国鉄清算事業団に対し和解金1,490万円を同年12月末日までに支払うこと等を内容とする和解が成立し、茅ヶ崎市は、同年12月7日、国鉄清算事業団に和解金を支払った。

茅ヶ崎市住民の本間弘彦氏ほか二名は、平成2年3月23日、この和解金支払いによって同市は損害を被ったから、同市の市長個人の負担でこれを補填させるため必要な措置を執ることを請求する旨の監査請求をした。これに対し、茅ヶ崎市監査委員は、上記の売買行為を行ったのは茅ヶ崎市土地開発公社であり、茅ヶ崎市と国鉄との間の売買契約は存在せず、和解金の支払いにも違法不当性はないとして、本間氏等の請求を棄却する旨の監査結果の通知をした。

本間氏等はこれを不服として、平成2年6月15日、茅ヶ崎市は損害賠償請求権の行使を怠っていたとして、茅ヶ崎市長に対して、同市に代位して損害賠償金1,490万円および遅延損害金の支払いを求める住民訴訟を提起した。

<原判決の内容>

訴えに対して、これまでの裁判（1審および2審）では、同監査請求は、土地の違法な転売行為に基づく損害賠償請求権の不行使に対して財産の管理義務を怠ったとして本件訴訟を提起したのであるから、行為のあった日、すなわち転売の日を基準として1年以内になされなければならない（地方自治法242条2項の規定）として、本間氏等の訴えを不適法として却下した。

<今回の裁判の内容>

今回の最高裁判所による判決では、同監査請求権は、転売行為が行われた日ではなく、損害賠償権の不行使に対する請求権が発生し、これを行行使する事ができることになった日、すなわち国鉄清算事業団と茅ヶ崎市との和解が成立し、茅ヶ崎市に債務負担が確定した日を基準として地方自治法242条2項の規定を適用すべきであるとして、原判決を差し戻す判決を下した。

<ポイント：地方自治法242条2項について>

一連の裁判は、茅ヶ崎市の財産管理義務をめぐる裁判でありながら、この点に関する判断は下されておらず、専ら監査請求が地方自治法242条2項に定められた期間が遵守されたかどうかをめぐるなされています。

地方自治法242条とは、「住民監査請求」に関する条文です。このうち、2項には監査請求の期限について、以下のように記されています。

》前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したとき、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。

<本間氏による評価>

今回の裁判について、上告人である本間さんにお話を聞きました。

編集部：一連の裁判をどう評価しますか？

本間：とにかく裁判が長すぎます。

編集部：確かに、この裁判を始めたのが平成2年6月15日ですから（「大まかな流れ」参照）すでに7年も経っていますが、やっと本当の裁判が始まるという感じですかね。

本間：そうです。わざわざ最高裁まできて、裁判の内容そのものに対して判断をせず、単に差し戻したに過ぎないのです。ますます裁判が長くなるばかりですよ。

大体、裁判所は「お上に楯突くものは切り捨てる」的な古い考えをもっていて、住民の言うことなど相手にしようとしません。こんなに時間とお金がかかるのなら、多くの人は裁判を続けるのを諦めてしまうのではないのでしょうか？

編集部：そういう作戦なのですね。

ところで、今回の争点であった、監査請求の期限が1年以内という点についてはど

のようにお考えですか？住民が監査請求をしていく上で大きな壁となっているのではないのでしょうか？

本 間：その通りです。1年というのは短すぎます。これでは、何のための請求権かわかりませんよ。この期限を3年とするか、請求者が情報公開を請求してこの事実を知ってから1年以内とするなど、法律を変えていかなければならないと思います。

それと、裁判で使われる判例が古すぎます。やはりどんどん裁判をやって、住民寄りの既成事実＝判例を作っていくといけないのではないのでしょうか？

編集部：なるほど。この辺が我々オンブズマンの課題ということになりますね。

お忙しいところ、有り難うございました。

<おまけ>

ちなみに、裁判の原因となった茅ヶ崎駅北口前の土地は、現在、長谷川書店のあるところ。一度、見学にでも来てみてはいかがでしょうか？

<裁判をめぐる大まかな流れ>

昭和61年 3月26日：茅ヶ崎市が国鉄より駅前の土地を購入。

昭和62年 8月22日：この土地を第三者に転売。

同年12月 8日：国鉄清算事業団が、茅ヶ崎市に対し、違約金4,958万円余りの支払等を求める訴えを提起。

平成元年 8月15日：国鉄清算事業団と茅ヶ崎市との和解成立。

（今回の裁判で、茅ヶ崎市の債務負担が確定。同市の市長に対する損害賠償請求権が発生したと認められた日。）同年12月 7日：和解金の支払い。

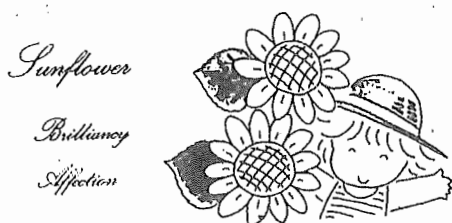
平成2年 3月23日：本間氏等、監査請求を求める。

同年 5月19日：茅ヶ崎市監査委員、本間氏等の請求を棄却。

同年 6月15日：茅ヶ崎市長に損害賠償金等の支払いを求める住民訴訟を提起。

この間1審、2審では訴えを棄却される。

平成9年 1月28日：最高裁にて原審破棄差し戻し判決。



ヒマワリ
・光輝
・愛慕



マツバボタン
・可憐
・無邪気

横浜市の閲覧手数料の 無料化を求める要望書を提出

4月24日に代表幹事等十数名がかながわ市民オンブズマンの具体的活動の第一号として横浜市市長室、横浜市会事務局を訪れてかねて懸案の「閲覧手数料の無料化」を求める要望書をそれぞれ提出した。要望書の内容は次の通り。

「要望の趣旨」 横浜市情報公開条例（横浜市公文書の公開等に関する条例）に基づく閲覧請求について、閲覧手数料を無料とするよう要望する。

「要望の理由」 横浜市では、情報公開条例による閲覧請求について、一件（1決済文書）あたり300円の閲覧手数料を徴収している。しかし、以下に述べるように、閲覧手数料の徴収には正当性はないので、速やかに閲覧手数料を無料とすべきである。

1 閲覧手数料を徴収している地方自治体はごくわずかである。

そもそも、閲覧手数料を徴収している地方自治体はごくわずかにすぎない。全国の都道府県で情報公開制度の利用について閲覧手数料を徴収してきたのは、高知県、香川県、東京都、静岡県の4都県であったが、そのうち高知県と香川県は、批判を受け入れ、条例改正により閲覧手数料を取らないこととしたので、現在では2都県のみである。神奈川県下の自治体では、横浜市以外には、秦野市のみが閲覧手数料を徴収している（但し、同市の閲覧手数料は1簿冊あたり200円で横浜市より安価である。）

このように、閲覧手数料を徴収している地方自治体はごくわずかな例外に過ぎず特に横浜市は、神奈川県や周辺の市がことごとく無料としている中で高額の手数料を取っている点で特異な存在と言わざるを得ない。

2 利用者の負担は大きい

閲覧手数料を徴収している地方自治体でもその額は一件200円が大部分であり横浜市の1件300円という金額はもっとも高額である。一件300円という額だけを見れば、高いという印象は受けないかもしれないが毎月作成する文書を1年分閲覧すれば、それだけで3600円となる。もちろん、閲覧したところ何も役立つ情報がなくとも、手数料は返ってこない。去る1996年2月に、監査委員、監査事務局の食糧費、出張関係費の公開請求をした際には、1年分の文書の件数が200件近くになり、公開請求の範囲を限定せざるを得なくなった。

この場合には、事前に件数を知らせてくれたために請求範囲を減らすことができたが、そのような対応をしてくれる保証はなく、公開決定と共にいきなり多額の閲覧手数料の請求をされて困惑する例も多い。

利用者からすれば不安が大きく、情報公開制度の利用を妨げる大きな要因となって

いる。

3 「受益者負担」や「濫用防止」は理由にならない

「受益者負担」や公開請求の「濫用防止」が閲覧手数料徴収の理由にあげられるがこれは正当ではない。情報公開は行政本来の業務であり、市民がそれを利用することで利益を得たからといっていちいち費用を請求する筋合いのものではない。ちょうど、個人的な必要のためにも、図書館で本を借りたり、交番で警察官に道を聞くことについて、手数料をとることが馴染まないことと同じである。

したがって、「情報公開制度運用のコスト」を取り上げて、手数料で採算をとらなくてはならないような議論の仕方自体不当であるし、手数料は個々の利用者には大きな負担であるのに、手数料収入の総額は制度運用のコストをまかなうにははるかに及ばない額でしかない。

むしろ、情報公開制度の活用によって、全国各地で、何億、何十億円という単位で、食糧費の大幅な削減をはじめとする公費の節約が実現したことを忘れてはならない。

また、情報公開制度の「濫用」を防止するために閲覧手数料徴収が必要だというのが、ごく例外的なケースに備えて、全ての利用者に負担を負わせるのは、本末転倒の発想である。

営利目的での大量請求は、閲覧手数料を徴収しても抑制できず、市民オンブズマンをはじめとする行政監視や、消費者問題、環境問題に関する公開請求が困難になるのである。全国を見ても、周辺自治体を見ても、圧倒的多数のところが閲覧手数料を無料としている中で、一体どうして横浜市だけが、「受益者負担」を求め、「濫用防止策」をとらなくてはならないのか

4 市民の意向は、はじめから「無料」だった

横浜市で情報公開条例制定に先だって、市民の代表者が制度の構想を議論するために市が設置した、横浜市情報公開問題研究会の報告書（1984年7月）では、「閲覧に係る費用は、制度の実施に伴う必然的な経費として市が負担することになることもやむを得ないとする意見が多かった」としており、市の選任した研究会の委員の中でも閲覧手数料無料が多数意見であった。

また、横浜弁護士会の横浜市の情報公開制度についての意見書（1985年2月）でも、閲覧手数料は無料とすべきとしていた。

ところが、横浜市はその後、「市政情報の公開・提供とその整備に関する意識調査」を実施し、その質問項目では、神奈川県や、周辺自治体がすべて閲覧手数料を無料としている事実を隠したままで、「閲覧窓口の設置、公文書等の整備、情報目録の作成、請求に対する職員の配置など、この制度を維持・運用する費用がかかります」として、費用の負担について尋ね、「閲覧費用は行政が負担し、無料とするのが望ましい」、「住民票の閲覧と同じように請求者が閲覧費用の一部を負担するのが望ましい」、「実際にかかった費用のすべてを手数料として徴収するのが望ましい」などの選択肢を示したところ、「閲覧費用の一部を負担するのが望ましい」が約半数の支持を受ける結果となり、この結果を踏まえて、閲覧手数料有料化が進められた。

しかし、情報公開制度がどのような成果をもたらすものがまだ知られていなかった

当時、周辺自治体が閲覧手数料を取っていないことを知らせずにこのような質問をすることは誘導的であって、市民の意向に従う体裁をとりつつ市の有料化の方針を貫いたと言っても過言ではない。この「意識調査」をもって手数料徴収を正当化することはできない。

● 横浜の情報公開
「閲覧手数料を無料に」
(4月25日の神奈川新聞)

記録：江口

自治体などの不正を監視する「かながわ市民オンブズマン」は24日、横浜市と同市会に対して情報公開での閲覧手数料を無料にするよう求める要望書を提出した。同オンブズマンは記者会見で、県内自治体すべての議会の透明度調査を行うことも明らかにした。

市民団体が要望書・徴収自治体は少数派・利用妨げる、と主張

要望書は、横浜市が情報公開条例による閲覧請求について、1件（1決済文書）あたり三百円の手数を徴収しているが、正当性はなく速やかに無料にするよう求めている。要望の理由として、

1. 閲覧手数料を徴収している自治体は都道府県では東京、静岡のみ（政令指定都市では横浜、千葉、福岡、北九州市で、県内自治体ではほかに秦野市＝1件二百円）
2. 利用者の負担が大きく、制度の利用を妨げる要因
3. 徴収理由の「受益者負担」は、制度の活用によって公費節減するなど市民全体の利益を考慮すべき。

また、同理由の「乱用防止」は、営利目的の大量請求は徴収しても抑制できず、例外的ケースに備えてすべての利用者に負担させるのは本末転倒-などとしている。

「閲覧手数料は、秦野市が徴収しているが、1ファイル1件で、横浜のように1伝票でも1件とは異なる。コピー料金も1枚30円と高く、食糧費など1年分を調べようとする何10万円ではすまない」と横浜方式を批判した。

要望書提出は、3月1日に結成された同オンブズマンの活動第一弾となった。一方で、同オンブズマンは議会の各委員会の傍聴制度や議事録の公開性を調べるため、県を含め県内38自治体の議会透明度調査に入る。5月末までに結果を取りまとめる予定。

大川弁護士らは、「行政と議会の公開性、透明性を求める活動をまず始めたい」と話している。

● 議会実施の議員海外旅行について の情報公開等のお願い

97年4月25日

議長殿

全国市民オンブズマン連絡会議

若葉の候、貴議会におかれましては、日夜職務にご精励のことと拝察申し上げます。

私たちは、これまで自治体に対する情報公開請求によって、官官接待やカラ出張の事実を住民の前に明らかにしてまいりました。高級料亭での過度な接待や、職員同士の違法な飲食、全庁ぐるみのカラ出張操作による巨額のうら金づくりの事実が白日のもとになって、住民・世論の厳しい批判が浴びせられました。これらの悪習・悪弊が、今断たれつつあることはご承知の通りです。

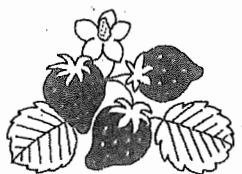
こうした経緯の中で、「市民オンブズマンたちがやったことは、本来、議会がやるべきことではないか。議会は何をしていたのか」との指摘と批判が湧き上がりました。私たちもそのように考えます。そこで、議会に目を転ずると、議会が監視・批判すべき相手方たる知事部局から高額の旅費・日当、時として饒別まで支出させて、議員の方々が輪番制の海外旅行を楽しまれている事実が、各地から報じられております。私たちも、一部の議会について、そうした違法・不当と見える支出がなされている事実を承知しております。一方、既に一部の議会では、世論の批判を機敏に感じ取って、平成9年度以降の海外旅行を廃止、中断することをきめたとも報道されました。こうした動きは、ともかく歓迎すべきことです。

そこで、私たちは、現在行なわれている都道府県議会議員の海外旅行について、お尋ねをしたいと考えました。ついては、平成7年度と同8年度に実施された議員の海外旅行について、別紙の事項について、情報の開示とご回答を戴きたく、お願いを申し上げます。

なお、これらの情報は、本来条例に基づく情報公開請求によって求められるべきものです。しかし現在、多くの自治体で、議会を情報公開の実施機関としていないため、議会の情報だけが閉ざされております。行政に対する監視機関として、住民を代表する機関として、もっとも情報が公開されていなければならない議会がもっとも透明度が低く、情報閉鎖の状態にあるということは、皮肉という以上に、あってはならないことです。しかし、ともあれこうした制度の中ですら、お手を煩わせることになりました。

以上の諸状況をご考慮くだされ、私たちの申し入れにご協力下さりますよう、お願い申し上げます。

勝手ながら、お願いしました書面等の開示の実行と、アンケートへのご回答を〇〇までに、地元の市民オンブズマン代表宛に頂きたく、重ねてお願い申し上げます。



全国市民オンブズマン連絡会議

代表幹事 高橋 利明

同 松葉 謙三

議員の海外旅行についての情報公開のお願いとアンケート

ご回答者のお名前

様

1 以下の文書を開示して下さい。

- 1) 平成7年度、及び同8年度実施の各議員の海外視察に関する「企画書」「旅行伺い」「旅行命令簿」等、海外視察にあたって事前に作成される文書。
- 2) 同両年度における各議員の海外旅行に関する旅費請求書、旅行社の領収書等、旅費の支出に関する書類。
- 3) 同両年度における各議員の海外旅行に関する復命書その他、海外視察の内容の報告に関する文書

2 以下の事項について、教えてください（該当する回答の番号を丸で囲んでください。なお、追加して記述すべき事がございましたら、自由に追加してください）。

- 1) 貴議会では、これまで議員が希望すれば任期中に一度は参加できる海外旅行（グループで行く場合、個人で行く場合を含む）を実施されてきましたか。

実施した

実施していない

（自由記載

- 2) 同7年度については、上記の海外旅行を実施しましたか。

実施した

実施していない

（自由記載

- 3) 同8年度については、上記の海外旅行を実施しましたか。

実施した

実施していない

（自由記載

- 4) もし、実施している場合、ほぼ全議員が参加されていますか。

全議員が参加している

ほぼ全議員が参加した

参加しない会派・党派もあった

（自由記載

- 5) 上記の海外旅行（実質、輪番制のもの）を実施していた場合、平成8年度について、

その旅行の日程は何日間ぐらいでしたか。

8日以内

10日以内

15日以内

それ以上

（自由記載

- 6) 平成8年度の上記の海外旅行で支出した金額は、いくらでしたか。

（万円）

（自由記載

- 7) その海外旅行で、議員一人当りに支給された金額（予算）は、いくらでしたか（各人で違う場合は平均値でお答えください）。

(万円)

(自由記載)

- 8) その海外旅行で、全日程中、訪問地での施設視察や訪問地の公的な機関との交流など公式の予定行事が組まれていたのは、何日間でしたか。

2日以内

3日以内

5日以内

7日以上

(自由記載)

- 9) 上記の海外旅行について、以後の議会の審議等の参考になったとお考えですか。
大いに勉強になり、以後の議会での審議の役に立った
一般的な知見・見識を広めることができた
以後の議会の審議に具体的に役に立ったとはいえない

(自由記載)

- 10) 議員が海外旅行する場合、旅費等のほか、知事から餞別が出されたことがありますか。

多くの場合出る

出されたことがある

出されたことはない

(自由記載)

- 11) 議員が海外旅行された場合、その成果について報告書を作成していますか。
作成している
作成していない

(自由記載)

- 12) 海外旅行の報告書を作成している場合、その報告書を一般に公開していますか。

公開している

公開していない

(自由記載)

- 13) これらの議員海外旅行は、全体として観光旅行で、公費で賄うのは問題だとする

意見・批判に対しては、どのようにお考えですか。

批判は全く当たらない

妥当する部分もある

このままで良いとは思っていない

(自由記載)

- 14) 平成9年度について、どのようなご予定ですか。

実施した、もしくは実施の予定

実施するかどうか検討中

実施を当面中断、もしくは制度を廃止した

(自由記載)

(有り難うございました。全国市民オンブズマン連絡会議)

以上

● 憲法施行50周年記念 「横浜弁護士会第24回県民集会」

知りたい！！ こんなこと あんなこと ～情報公開で何が見えるか～

横浜弁護士会は憲法施行25周年を記念して第24回の県民集会を下記のとおり開催する。これは神奈川県をはじめとする全ての都道府県と主要な市町村では情報公開制度（要綱）が制定されています。「市民オンブズマン」がこの情報公開制度を使って官官接待の実体を明らかにしたことは記憶に新しいところですが、環境、消費者、教育など様々な分野で情報公開制度が役立っています。

また、国の法律としても、情報公開法の制定に向けてカウントダウンの段階に入っています。

どうやったら情報公開制度を利用できるのでしょうか？得られた情報で何ができるのでしょうか？そして、情報はいったい誰のものなのでしょうか？「情報公開」は民主主義のキーワードです。「情報公開」を身近なものとするために、あなたも是非参加してください。例えば下記のようなケースではあなたはどうしますか？

”近くに高速道路ができるらしい。私の家は大丈夫なの？”

「うちの子どもがいじめに遭っているらしい。学校はどんな対応をしているのかしら」
{この食べ物、宣伝につられて買っちゃった。でも、身体に害はないのかな==}

「日 時」 6月19日（木） 午後6時30分～（会場：午後6時）

「場 所」 関内ホール（JR関内北口下車3分馬車道）

～ショートストーリー&パネルディスカッション～

◎パネリスト

高橋 利明（たかはし としあき）==東京弁護士会所属 川崎市在住 多摩川水害国家賠償訴訟などを通じ、地元でも活躍。行政を監視する「全国オンブズマン連絡会議」の創立（94年7月）以来、その代表幹事を務める。

落合 博実（おちあい ひろみ）===朝日新聞東京本社編集委員。官公庁の秘密主義の壁と格闘しながら、その「内幕」を報道するのが得意分野。最近、愛知県警の「会計検査院対策文書」をスクープした記事を朝日新聞本紙のほか、「AERA」などに掲載。

◎「特別ゲスト」

川田 龍平（かわだ りゅうへい）==東京HIV訴訟原告。95年7月に実名公表し、多数の支援を集める。著書「龍平」の現在（いま）の中で「専門家が、専門の知識を独占して情報を公開しないために、いろいろな問題が起こる。薬害エイズでもそう。」と指摘。

◎「コーディネーター」

大川 隆司（おおかわ たかし）===横浜弁護士会会員。本年9月19日に「情法公開」をテーマに開催（パシフィコ横浜）される関東弁護士連合会主催のシンポジウムの準備委員会委員長を務める。

「主催」横浜弁護士会・日本弁護士連合会

「問い合わせ先」横浜弁護士会 電話045-211-7707（代）

◆◇ お知らせコーナー ◇◆

★★★ 第4回全国市民オンブズマン福岡大会開催★★★

日時：1997年 7月20日（日）午後1時～6時半（全体会議・分科会）
午後7時～9時（懇親会）

7月21日（月）午前9時から12時（全体会議）

会場：〔全体会議・分科会〕アクロス福岡（4階）国際会議場・会議室

福岡市中央区天神1丁目1番1号 TEL092-725-9113 FAX092-725-9110

〔懇親会〕ガーデンパレス（1階）大宴会場

福岡市中央区天神4丁目8番15号 TEL092-713-1112 FAX092-714-0510

参加費：5000円（資料代含む） 懇親会費 6000円

※「かながわ市民オンブズマン」として大川・本間の両代表幹事が出席予定。

★★★かながわ市民オンブズマン湘南地区大会★★★

日時：平成9年6月11日（水曜日）14：00～17：00

場所：茅ヶ崎市役所分庁舎 6Fコミュニティーホール

行政を信じ、議員を信じ、余りにも長い間、市民が任せ切りの無関心であった弊害が、ここにきて官官接待やカラ出張などといった形で摘発されているのだと思います。納税者として行政の監視が必要な時です。情報公開を求め、行政の不正、不当な行為の是正を求めて、お互いが連携して活動を展開して行きましょう。

★★★「えびな市民オンブズマン」が発足しました★★★

（読売新聞5月12日記事）

情報公開制度を利用して海老名市の税金の無駄使いや不当な行為などを監視する「えびな市民オンブズマン」が11日発足した。

当面は各種補助金の出し方などをチェックしていく方針だ。11日の設立総会には市民51人が参加。政党色を排して、あくまで市民サイドに立って活動していくなど基本市政を確認するとともに、当面の活動として、補助金のチェックに加え、市民に広く理解を得るための公開ディスカッションを開くことなどを決めた。

今年3月に結成された「かながわ市民オンブズマン」と連携した調査や、各地の市民オンブズマンとの情報交流も行なう。えびな市民オンブズマンの連絡先は、事務局長折井久彦さん（☎0462-33-0041）

広報誌：「かながわ市民オンブズマン」 第2号 （会員配布用）

事務局：横浜市中区相生町1丁目18番地 光南ビル6F

大川法律事務所内 ☎045-665-7825 発行責任者：森田明

編集・制作スタッフ：折井久彦／橋本光治／江口武正／奥田久仁夫

高橋由紀／保坂令子／村上英吾／門野圭司／佐藤勉

※この広報誌は再生紙を使用しています。